

障害者（児）の各種手当のお知らせ

市では、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の新規の申請を受け付けています。申請には各種手当用の診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

なお、すでに各種手当の認定を受けている方に対しては、更新にあたり所得状況届等を8月上旬に送付しますので、受付期間内に忘れずに提出してください。

◆**所得状況届等の受付期間** 8月12日(※)～9月11日(金)

※受付期間後に提出した場合、8月以降の受給が遅れることがあります。

また、各種手当は所得が基準を超えている場合、支給が停止となります。

◆各種手当の内容

手当の名称	障害の程度	年齢要件	不可要件	受給者	手当月額
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳(※)～Bの1程度または精神障害者保健福祉手帳1～2級程度	20歳未満	施設入所者、公的年金受給者	父母または養育者	1級 58,450円 2級 38,930円
障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳(※)程度			本人	16,560円
特別障害者手当	・重度（1～2級）障害が重複している ・療育手帳(※)の1または同程度の重度精神障害	20歳以上	施設入所者、3カ月以上入院している方	本人	30,450円

※障害の程度は目安となります。詳しくは、お問い合わせください

問合せ 障害福祉課（2階） ☎(20)1666 FAX(20)1610

「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」をご存じですか？

県（郵送のみ）および市窓口では、公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方などが同区画を利用しやすくなるよう、「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付しています。

申請の際は、障害者手帳などの提示が必要です。

詳しくは、障害福祉課ウェブページをご覧ください。



無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、介護が必要な高齢者 など



有期限の利用証

妊産婦、けが人をはじめとした歩行が困難な方 など

問合せ 千葉県健康福祉指導課 ☎043(223)3924 FAX043(222)6294
 障害福祉課（2階） ☎(20)1666 FAX(20)1610
 高齢者支援課（2階） ☎(20)1572 FAX(20)1610
 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606
 保健センター ☎(25)1725 FAX(25)1865